

狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について

債権放棄日 令和2年3月31日

(単位:円)

放棄事由	債権放棄額	債権名	放棄額	人数	期別件数
条例第7条第1号該当	29,830	情報公開制度に基づく写しの郵送料	1,330	1	2
		一時保育料	28,500	1	1
条例第7条第2号該当	0				
条例第7条第3号該当	0				
条例第7条第4号該当	0				
条例第7条第5号該当	0				
条例第7条第6号該当	0				
条例第7条第7号該当	0				
合計	29,830				